

令和5年度第11回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和6年2月9日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和5年度第11回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和6年2月9日(金) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和6年2月9日(金) 午後2時15分

4. 出席農業委員(11名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
5番	蛭沢清子	7番	鶴ヶ崎勝也
8番	中野一男	11番	久保田正一
13番	甲地武彦	14番	藤井久
15番	沼尾幸一		

5. 欠席農業委員(4名)

6番	小野寺正八	9番	蛭名修二
10番	蛭名勲	12番	甲地俊隆

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

小川原	市川裕美	旭町	蛭名香織
漆玉	岡山伴樹	表町	山田昭二

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

土橋 土井文隆

## 8. 会議に付した案件

- 報告第26号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第43号 東北町農用地利用集積計画の決定について  
議案第44号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

## 9. 議事録署名委員

3番 沼尾京子 13番 甲地武彦

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹内恒幸 事務局主査 荒木浩美

## 11. 書記

事務局副参事 乙供信博

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立願います。  
「こんにちは」着席願います。  
只今から、2月1日に招集通知しました第11回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、11名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。  
本日、6番 小野寺正八 委員、9番 蛭名修二 委員、10番 蛭名勲 委員、12番 甲地俊隆 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、報告2件、議案4件であります。  
充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。  
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、3番 沼尾京子 委員、13番 甲地武彦  
委員を指名いたします。  
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長 日程第3 報告第26号 農地の転用事実に関する照会について  
議題とします。  
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第26号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので  
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するも  
のです。  
なお、現地確認は、2月2日、農業委員1名浅井弘志 委員及び  
農地利用最適化推進委員1名市川裕美 推進委員と事務局職員2  
名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認し  
ています。

事務局長 2ページをお開きください。  
受付番号41から42番、2件について説明いたします。  
(受付番号41から42番、2件、朗読説明省略)  
以上、2件です。

議長 只今、事務局より報告第26号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第26号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第4 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定により届出書の受理について議題とします。  
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 3ページをお開きください。  
報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について別紙のとおり、届出書を受理したので報告するものです。  
4ページをお開きください。  
受付番号88から93番の6件について説明いたします。  
(受付番号88から93番、6件、朗読説明省略)  
以上、6件です。

議長 只今、事務局より報告第27号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

5番 蛭沢清子 委員 こう見ておりますと原野化とか管理中との項目が目につきまして事務局長は、本人からの相談があれば指導していきたいと思えますという形の返答ですが、相談からの指導って、なかなか期待されにくい部分じゃないのかと。  
本人から相談されない場合は、そのまま据え置きの現状どおりっていうことになりますよね。

事務局長 こちら相続の件に関しては、中間管理機構のパンフレットの写しを同封して周知しています。

議長 そういう事ではなく、相続の相談が本人から連絡があるのか。  
相談が無いときは、農業委員会から連絡、指導するのかという質問だと思うので。

5番 蛭沢清子 委員 ただ中間管理機構のパンフレットを送るだけで、相続された地権者の方が、それに全然反応しなかった場合は、こちらもそのまま据え置くっていう形になるのか。  
結構ですね、出てきていると思うのですよ。

5番  
蛭沢清子  
委員  
相続しても耕作放棄の様なケースで、1ページにわたり原野化と表示されるような場合が結構あったものですから。

5番  
蛭沢清子  
委員  
耕作している中でも反別の少ないところとか、もしかしたら場所が良くないとか、そういうところを放置しているのであれば、果たして中間管理機構は、それを受け入れてくれるか、しらねっていう思いもありまして、ちょっと質問させていただきました。

事務局長  
規模にもよりますが、ロータリーをかけてすぐ復旧できるのであれば、農地現状復旧ということで指導を進めていき、また雑木や柳の木とかが生い茂っていて手入が大変で農地現状復旧が困難であるところは、地目変更等を進めて指導していきたいと思えます。

議 長  
その他、質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長  
質疑なしと認め、報告第27号は、原案のとおり報告済といたします。

議 長  
日程第5 議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
6ページをお開きください。  
議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり(1)所有権移転7件(2)賃貸借権設定1件の許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

7ページをお開き下さい。

受付番号45から51番の7件について説明いたします。

(受付番号45から51番、7件、議案朗読説明省略)

11ページをお開き下さい。

受付番号2番の1件について説明いたします。

(受付番号2番、1件、議案朗読説明省略)

以上、所有権移転7件、賃貸借権設定1件です。

議 長 只今、事務局より議案第41号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑ありませんか。

3番 9ページの50番ですが、親子間の贈与にも関わらず苗字の漢字  
沼尾京子 委員 が違っていますが、実際違うのでしょうか？

事務局 こちらの許可申請ですが、実際の戸籍および住民票の表記も資料  
の通りで、間違いはございません。

議 長 その他にご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、議案第41号は、原案のとおり許可することに  
決定しました。

議 長 日程第6 議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく  
農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 12ページをお開きください。  
議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許  
可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定によ  
り、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付す  
るための意見を求めるもので(2)賃貸借権の設定1件について現  
地調査が行われております。

事務局長 13ページをお開きください。  
受付番号10番の1件について説明いたします。  
(受付番号10番、1件、議案朗読説明省略)  
以上、賃貸借権の設定1件です。

議 長 只今、事務局より議案第42号の朗読及び説明がありました。  
これには、現地調査が行われていますので現地調査の報告をお願  
いします。



4番  
浅井弘志  
委員 議案第42号の現地調査の報告をいたします。  
(別紙、説明朗読省略)  
以上、報告いたします。

議長 只今、4番、浅井弘志委員より現地調査の報告がありました。  
本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第42号は、原案のとおり許可することに  
決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第7 議案第43号 東北町農用地利用集積計画の決定に  
ついて議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 16ページをお開きください。  
議案第43号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北  
町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知が  
ありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
より、農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局長 17ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承  
認願いの文書であります。

事務局長 18ページをお開きください。  
これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターに  
よる農地中間管理機構の事業となります。  
最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書  
(1) 賃貸借権、受付番号27から29番、3件について説明い  
たします。  
(受付番号27から29番、3件、議案朗読説明省略)  
19ページをお開きください。  
(2) 使用貸借、受付番号82番の1件について説明いたします。  
(受付番号82番、1件、議案朗読説明省略)  
以上、賃貸借3件、使用貸借1件であります。

事務局長 20ページをお開きください。  
農地売買等事業による所有権の移転について受付番号12番の1件について説明をいたします。  
(受付番号12番、1件、議案朗読説明省略)  
以上、所有権の移転1件であります。

議長 只今、事務局より議案第43号の朗読及び説明がありました。  
本案について、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8 議案第44号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 21ページをお開きください。  
議案第44号 東北町農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により農地中間管理機構に対して、別紙のとおり、要請することに農業委員会の承認を求めるものであります。  
22ページをお開きください。  
農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
23ページをお開きください。  
これらの記載内容は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地について貸し付けをしようとするものです。

事務局長 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、これまで町が機構に計画作成を要請していたものについて農業委員会が町の意向を受けて機構に要請するため、提案されたものです。

事務局長 使用貸借の設定1件について説明いたします。  
(使用貸借の設定1件 議案朗読説明省略)  
以上、使用貸借の設定の1件であります。

議 長 只今、事務局より議案第44号の朗読及び説明がありましたが、  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、議案第44号は、原案のとおり承認することに  
決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第11回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

———— 閉会 午後2時15分 ————